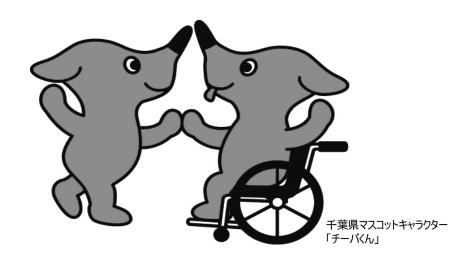
平成30年度

事業概要



千葉県中央障害者相談センター 千葉県東葛飾障害者相談センター

目 次

I	障害者相談センターの概要	
1	設 置 目 的	1
2	沿 革	1
3	施設の名称、所在地等	2
	(1) 名称、所在地	2
	(2) 所 管 区 域	2
	(3) 組 織	3
	(4) 業 務 分 掌	3
4	業 務 フ ロ ー 図	4
П	身体障害者相談関係	
1	業 務 内 容	5
	(1) 相 談 ・ 判 定	5
	ア所 内 相 談	5
	イ出 張 相 談	5
	ウ巡 回 相 談	5
	ヱ 訪 問 相 談	5
	(2) 聴覚及び言語障害者の相談	6
	(3) 障害者相談援助事業	6
	(4) 自立支援医療(更生医療)の審査	6
	(5) 障 害 程 度 の 認 定 審 査	6
	(6) 市町村職員研修会	6
2	業務取扱状況(平成29年度実績)	7
	(1) 相 談 ・ 判 定 実 施 状 況	7
	(2) 障害別相談・判定実施状況	8
	(3) 相談会場別相談実施状況	11
	(4) 相談会場別補装具判定 (交付) 状況	12
	(5) 人工透析審查委員会審查状況	13
	(6) 心臟機能障害更生医療審査状況	13
	(7) 免疫機能障害更生医療審査状況	14
	(8) 肝臟機能障害更生医療審査状況	14
	(9) じん臓・免疫・肝臓機能障害更生医療審査省略状況	15
	(10) 聴能言語訓練件数	15
	<参考> 身体障害者(児)手帳所有者数	16

Ш	知 的 障 害 者 相 談 関 係
1	業務内容1
	(1) 相 談 ・ 判 定 1
	ア所 内 相 談 1
	イ出 張 相 談 1
	ウ巡 回 相 談 1
	工 訪 問 相 談 1
	(2) 障害者相談援助事業 1
	(3) 市町村職員研修会 1
2	業務取扱状況 (平成29年度実績) 1
	(1) 取 扱 実 人 員 1
	(2) 相談実施状況1
	(3) 相談会場別相談実施状況2
	(4) 援護の実施者別相談実施状況2
	(5) 判定実施状況2
	(6) 判定書等交付件数2
	(7) 療育手帳障害程度別交付・再判定状況2
	(8) 療育手帳年度別判定状況2
	(9) 知的障害者職親被委託者再評価 (職親訪問) 実施状況2
	(10) 知的障害者職親被委託者再評価における総合評価・意見の集計2
	(11) 住 ま い の 場 2
	(12) 日中活動の場2
	<参考> 療 育 手 帳 所 有 者 数 等 3
IV	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例関係
1	障害のある人への差別や虐待に関する相談3
	(1) 障害者差別相談事業 3
	(2) 地 域 相 談 員 の 委 嘱 3
V	参考資料
1	人工透析審查委員会設置運営要綱 3
2	障害程度審査委員会設置要綱3
3	補 聴 器 適 合 精 密 判 定 実 施 要 領 3
4	障害者相談援助事業実施要領3
5	障害者福祉研修会実施要領 3
	(別表) 障害者福祉研修会幹事機関表、年間予定

- - I 障害者相談センターの概要

1 設置目的

中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センターは、身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)及び知的障害者福祉法(昭和35年3月31日法律第37号)の規定による身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、障害者の更生援護に関し市町村を通じて、障害者や家族の相談に応じ、医学的判定、心理学的判定及び職能的判定を行うとともに、必要な助言・指導を行う専門的・技術的中核機関として設置しています。

2 沿 革

昭和25年5月1日	千葉市吾妻町3-29の日本赤十字社千葉県支部内に、千葉県身体障害者更生相談所を設置。
昭和34年12月1日	千葉市加曽利町1536に千葉県身体障害者更生指導所が設置され、 同所に併設のため移転。
昭和35年11月15日	同所に千葉県精神薄弱者更生相談所を併設。
昭和47年8月7日	千葉県身体障害者更生相談所及び千葉県精神薄弱者更生相談所を、千葉市天台1-10-3の千葉県中央児童相談所内に移転。
昭和 50 年 5 月 17 日	機構改革により、千葉県身体障害者更生相談所と千葉県精神薄弱者更 生相談所が統合され、千葉県障害者相談センターとなる。
昭和56年4月1日	千葉市誉田町1-45-2に千葉県千葉リハビリテーションセンター、(肢体不自由児施設、肢体不自由者更生施設、内部障害者更生施設、補装具製作施設) が新設され、同センター内に移転。
平成 4年 4月 1日	千葉市が地方自治法による政令指定都市に移行。 区政施行により、所在地が千葉市緑区誉田町1-45-2に変更。
平成 6年 4月 1日	千葉市障害者更生相談所の開設に伴い、千葉市区域の更生相談事務を 千葉市に引継ぐ。

平成18年8月1日

我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ内に、「東葛飾障害者相談センター」が設置され、「千葉県障害者相談センター」は、「中央障害者相談センター」に名称変更。

平成24年4月1日

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(障害者条例)の相談業務が県障害福祉課から移管される。

平成24年10月1日

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 (障害者虐待防止法) に係る相談業務が加わる。

備考

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(平成 10 年 9 月 28 日法律第 110 号)抜粋 「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」(中略)に改める。(平成 11 年 4 月 1 日施行)

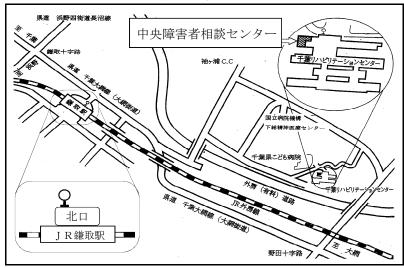
3 施設の名称、所在地等

(1) 名称、所在地

アー① 中央障害者相談センター (以下「中央」ということがある)

所在地:千葉市緑区誉田町1-45-2 (千葉リハビリテーションセンター内)

電 話:043-291-6872 (代表) 、FAX:043-291-8488



アー② 中央障害者相談センター船橋分室

(障害者条例及び一部の障害者虐待防止法に係る相談業務に限る)

所在地:船橋市本町1-3-1フェイスビル7F

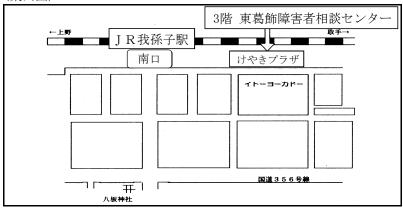
電 話:047-424-0167

イ 東葛飾障害者相談センター(以下「東葛飾」ということがある)

所在地:我孫子市本町3-1-2 (けやきプラザ内)

電 話:04-7165-2422 (代表) 、FAX:04-7165-2423

(案内図)



(2) 所管区域

名 称	所 管 区 域	備考
中 央	千葉市及び東葛飾障害者相談センターの所管区域 を除く全区域	28市15町1村
東葛飾	松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ケ谷市 印西市 白井市 栄町	8市1町

※障害者条例及び障害者虐待防止法(一部)に係る相談

	11 [
名 称	管轄圏域	市町村	相談電話番号
中 央	千葉	千葉市	043-292-1317
中 央 船橋分室	船橋	船橋市	047-424-0167
東葛飾	柏	柏市 我孫子市	04-7179-1088

(3) 組 織

平成30年4月1日

		中央障害者村	目談センター	東葛飾障害者	相談センター
		職員	嘱託(非常勤)	職員	嘱託(非常勤)
所	長(事務)	1		1	
次	長(事務)	1			
	課長(事務)	(次長事務取扱)		1	
相	身体障害者福祉司	2		1	
談	知的障害者福祉司	2		1	
課	事務職員	2	3		1
	課長(心理)	1		1	
	心理判定員	2	3	2	
判定	理学療法士	1 (1)		2	
課	言語聴覚士	1		1 (1)	
	医 師		26		9
	看 護 師		1		1
	計	13 (1)	33	10 (1)	11

- ※1 () 内は、兼務職員で外数。
 - 2 東葛飾障害者相談センターには他に管理課が置かれている。

(4) 業務分掌

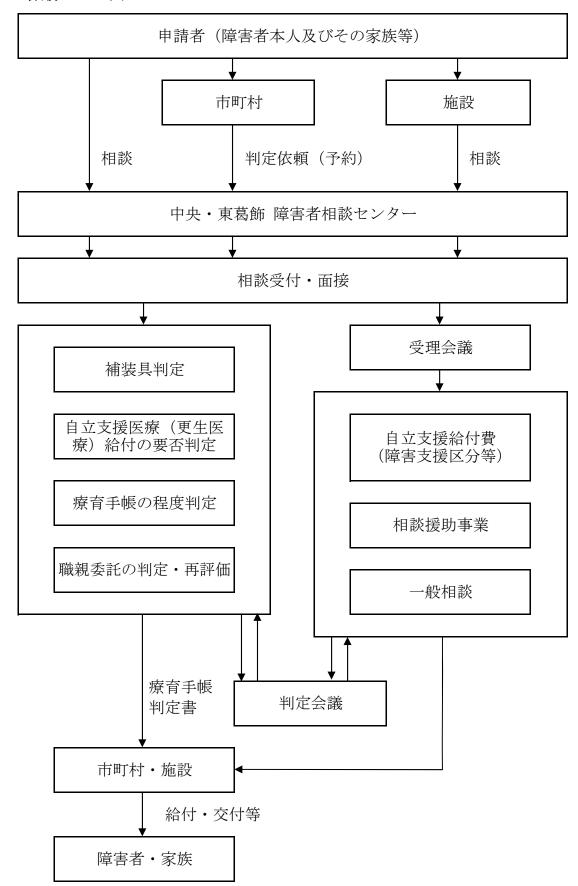
(相談課)

- 1. 補装具の処方及び適合等に関する相談業務
- 2. 自立支援医療(更生医療)の要否判定に関する事務
- 3. 療育手帳等に関する相談業務
- 4. 職親委託及び職業能力に関する相談業務
- 5. 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
- 6. 統計資料の作成及び調査・研究業務
- 7. 障害者条例の差別に対する相談業務
- 8. 障害者虐待防止法に係る相談業務

(判定課)

- 1. 身体障害者、知的障害者の心理学的判定及び職能的判定
- 2. 療育手帳の交付に係る心理学的判定及び手帳発行事務
- 3. 装具等の適否に係る身体機能的判定業務
- 4. 言語聴能に係る相談及び補聴器の装着訓練・指導業務
- 5. 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
- 6. 医学的判定業務
- (1) 補装具の処方及び適合に関する医学的判定
- (2) 療育手帳の交付に係る医学的判定
- (3) 自立支援医療(更生医療)の要否に係る医学的判定
- (4) 特別児童扶養手当の認定に係る診断
- * 東葛飾障害者相談センター管理課の分掌事務は、更生相談所関連事務以外のため 本表から除く。

4 業務フロー図



1 業務内容

(1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問による相談・判定を、全て予約制で行っています。

ア所内相談

一般相談は土、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時まで行っています。 なお、医学的判定を必要とする相談については、次のとおり行っています。

(平成30年4月1日)

			中央	:障害者村	目談センタ	`		東葛飾	障害	者相	目談センタ	ター
	肢体	毎月 毎月 毎月	第1 第1、 第4	3	水曜日 金曜日 火曜日	午後 午後 午後	毎月 毎月 毎月	第1、 第2 第3	3、	4	金曜日火曜日水曜日	午後 午後 午後
障害区分別相談日	聴覚	毎月	第1、	3	金曜日	午前	毎月毎月	第1 第2、	3	火、	水曜日水曜日	午前 午前
相 談 日	耳鼻	毎月	第1		木曜日	午前	毎月	第1			火曜日	午前
	視覚			随	時				随		時	

イ 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、次のとおり出張相談所を設置して、毎月1回相談・判定を行っています。

(平成30年4月1日)

	会場名	所 在 地	施 設 名	相詞	炎日	時間
	船橋	船橋市湊町 2-10-25	船橋市役所 又は	第4	木曜日	午後
	別口作問	船橋市夏見台 4-26-1	船橋市立リハビリテーション病院	分生	小畑田口	一夜
	成田	成田市飯田町 90-1	成田赤十字病院	第2	火曜日	午後
中央	匝瑳	匝瑳市飯倉 21	九十九里ホーム病院	第2	木曜日	午前
中 火	市原	市原市五井 5375	市原市福祉会館	第2	月曜日	午後
	茂原	茂原市町保 13-20	茂原市総合市民センター	第3	木曜日	午後
	木更津	木更津市潮見 2-9	木更津市民総合福祉会館	第4	水曜日	午後
	館山	館山市北条 2198-3	伊賀整形外科クリニック	第1	火曜日	午後
東葛飾	松戸	松戸市千駄堀 993-1	松戸市立総合医療センター	第4	火曜日	午後

※相談日及び会場は、各施設の都合により変更になる場合があります。

ウ巡回相談

障害者の地域的事情等を考慮し、実施機関と協議して計画、実施しています。

工 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

(2) 聴覚及び言語障害者の相談

聴覚及び言語の障害を有する方の聴覚、言語機能や能力の検査、評価、診断を行い、 これに基づく治療又は指導方針を立案、実践することにより、障害の軽減、機能の回復 並びに増進を図ることを目的として、次のとおり相談を行っています。

(対象者)

ア. 言語発達遅滞

才. 失語症

イ. 聴覚障害

力. 麻痺性構音障害

ウ. 吃音

キ. 口蓋裂

工. 機能的構音障害

ク. 脳性マヒ

(相談日時)

毎週月曜日から金曜日まで(予約制)

時間は、午前9時から午後5時まで

(3) 障害者相談援助事業

身体障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び 専門的・技術的な援助を行っています。

(4) 自立支援医療(更生医療)の審査

自立支援医療(更生医療)の要否意見書について、専門医を委嘱して審査を行っています。 なお、じん臓機能障害者に対する人工透析の要否を審査するため、人工透析審査委員会 を設置し、適用開始日、給付内容等について審査を行っています。

(5) 障害程度の認定審査

身体障害者手帳の交付申請にあたり、障害程度の認定に適正を期するため、特に、専門的な知識及び技術を必要とする事項について、障害程度審査委員会を設置し、審査を行っています。

(6) 市町村職員研修会

市町村が行う援護の実施に関して、市町村に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

2業務取扱状況(平成29年度実績)

(1) 相談・判定実施状況

				相	談		K	绞		床	Î	河	尺	容	fc.k.	判定書
<u> ×</u>	⟨	取 扱	中华中								医学判定		心理	職能		校付
		<	接医療	補装具	職業	施設	生活	その他	111111111111111111111111111111111111111	自立支 援医療	補装具	施設入所	判定	判定	11111111	件数
	中央	2,485	1,982	922	0	0	0	7	2, 764	1,980	692	0	0	0	2, 749	2, 428
所内	東葛飾	1,098	282	816	0	0	0	61	1, 464	282	962	0	0	0	1,383	1,025
	11111111	3, 583	2, 569	1, 591	0	0	0	89	4, 228	2, 567	1,565	0	0	0	4, 132	3, 453
	中央	269	0	866	0	0	0	0	866	0	986	0	0	0	686	520
出張	東葛飾	29	0	64	0	0	0	0	64	0	83	0	0	0	83	46
	11111111	751	0	1,062	0	0	0	0	1,062	0	1,068	0	0	0	1,068	999
	中央	40	0	4	0	0	0	279	283	0	4	0	0	0	4	2
回》	東葛飾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	111111111111111111111111111111111111111	40	0	4	0	0	0	279	283	0	4	0	0	0	4	2
	中央	27	0	38	0	0	0	0	35	0	28	0	0	0	28	28
訪問	東葛飾	34	0	52	0	0	0	0	52	0	42	0	0	0	42	29
	111111111111111111111111111111111111111	61	0	28	0	0	0	0	28	0	02	0	0	0	70	22
中分	中央計	3, 244	1,982	1,812	0	0	0	286	4,080	1,980	1, 786	0	0	0	3, 766	2,978
東葛	東葛飾計	1, 191	282	932	0	0	0	61	1,580	282	921	0	0	0	1, 508	1, 100
両月	両所計	4,435	2, 569	2, 744	0	0	0	347	5,660	2, 567	2, 707	0	0	0	5, 274	4,078

(2)ア 障害別相談・判定実施状況(中央障害者相談センター取扱)

	取	取				相談	(の)		1 T F RV			421/2/	取	取				判定の	り状況			
	扱 区	扱	自立	補	職	施	生	身	医	そ	合		扱 区	扱	自立	ケ支		7	補装具	Ļ		合
障	分	実	支援	装				障		Ø		障害	分	実	援图	医療	交	付	修	理	適	
障害区分		人員	医療	具	業	設	活	手帳	療	他	計	害区分		人員	要	否	要	否	要	否	合	計
	所内	1	1	0	0	0	0	0	0	0			所内	0	0	0	0	0	0	0	0	
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視覚	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	視覚	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	所内	193	0	392	0	0	0	0	0	7	399		所内	186	0	0	186	0	0	0	201	387
	出張	255	0	491	0	0	0	0	0	0	491		出張	255	0	0	255	0	0	0	223	478
聴覚	巡回	40	0	4	0	0	0	0	0	279	283	聴覚	巡回	152	0	0	2	0	0	0	2	4
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	488	0	887	0	0	0	0	0	286	1, 173		計	593	0	0	443	0	0	0	426	869
音声	所内	11	11	0	0	0	0	0	0	0	11	音声	所内	11	11	0	0	0	0	0	0	11
· 言	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	言	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0
語	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	語・	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そしゃ	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	そしゃ	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<	計	11	11	0	0	0	0	0	0	0	11	<	計	11	11	0	0	0	0	0	0	11
	所内	317	7	383	0	0	0	0	0	0	390		所内	317	7	0	237	0	10	0	135	389
	出張	437	0	507	0	0	0	0	0	0	507		出張	437	0	0	282	0	15	0	210	507
肢体	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	肢体	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	27	0	35	0	0	0	0	0	0	35		訪問	28	0	0	28	0	0	0	0	28
	計	781	7	925	0	0	0	0	0	0	932		計	782	7	0	547	0	25	0	345	924
	所内	1, 963	1, 963	0	0	0	0	0	0	0	1, 963		所内	1, 963	1, 962	0	0	0	0	0	0	1, 962
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内部	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	内部	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1, 963	1, 963	0	0	0	0	0	0	0	1, 963		計	1, 963	1,962	0	0	0	0	0	0	1, 962
総	計	3, 244	1, 982	1,812	0	0	0	0	0	286	4, 080	総	計	3, 349	1, 980	0	990	0	25	0	771	3, 766
総	所内	2, 485	1,982	775	0	0	0	0	0	7	2, 764	総	所内	2, 477	1, 980	0	423	0	10	0	336	2, 749
総計の	出張	692	0	998	0	0	0	0	0	0	998	総計の	出張	692	0	0	537	0	15	0	433	985
内訳	巡回	40	0	4	0	0	0	0	0	279	283	内訳	巡回	152	0	0	2	0	0	0	2	4
	訪問	27	0	35	0	0	0	0	0	0	35		訪問	28	0	0	28	0	0	0	0	28

(2)イ 障害別相談・判定実施状況 (東葛飾障害者相談センター取扱)

(2) 1		取	□砍•	13/4) (の状況		н н п	日秋七	• /	///		取				判定(り状況			
	取扱区	扱	自立	補	職	施	生	身	医	そ	合		取扱区	扱	₽ 4	· ±		,	補装具	Ļ		合
障	分	実	支援	装				障		の		障	分	実	自立援医		交	付	修	理	適	
障害区分		人員	医療	具	業	設	活	手帳	療	他	計	害区分		人員	要	否	要	否	要	否	合	計
),	所内	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	0	一 0	0	0	0	0	0	0),	所内	0	0	0	0	0	0	0	0	
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視覚	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	視覚	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	所内	184	2	349	0	0	0	0	0	61	412		所内	184	2	0	182	0	0	0	164	348
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	聴覚	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	184	2	349	0	0	0	0	0	61	412		計	184	2	0	182	0	0	0	164	348
音声	所内	9	9	0	0	0	0	0	0	0	9	音声	所内	9	9	0	0	0	0	0	0	9
言	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	•	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0
語・そ	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	語 ・ そ	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0
しゃ	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	しゃ	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<	計	9	9	0	0	0	0	0	0	0	9	<	計	9	9	0	0	0	0	0	0	9
	所内	331	2	467	0	0	0	0	0	0	469		所内	275	2	0	238	0	18	0	194	452
R LL:	出張	59	0	64	0	0	0	0	0	0	64	吐	出張	27	0	0	43	0	3	0	37	83
肢体	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	肢 体	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	34	0	52	0	0	0		0	0	52		訪問	29	0	0	29	0	0	0	13	
	計	424	2	583	0	0	0	0	0	0			計	331	2	0	310	0	21	0	244	
	所内	574	574	0	0	0	0	0	0	0			所内	574	574	0	0	0	0		0	
内	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0		内	出張	0		0	0	0	0		0	
内部	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0		部	巡回	0	0	0	0	0	0		0	
	訪問	0		0	0	0	0	0	0	0			訪問	0		0	0	0	0		0	
4/13	計 ⇒ı.	574	574	0	0	0	0	0	0	0		\$40	計	574	574	0	0	0	0		0	
称 念	計	1, 191 1, 098	587	932	0	0	0	0	0		1, 580	形包	計	1, 098	587	0	492	0	21	0		1, 508
総	出張	1, 098 59	587	816	0	0	0	0	0	01	1, 464	総計	出張	1,042	587	0	420	0	18		358	1, 383
計の内	巡回	0	0	04	0	0	0	0	0	0		計の内	巡回	0		0	0	0	0		0	
訳	訪問	34	0	52	0	0	0	0	0	0		訳	訪問	29		0	29	0	0		13	
	미니미	34	U	52	U	U	U	U	U	U	ე∠		미기미	49	U	U	29	U	U	U	13	42

(2)ウ 障害別相談・判定実施状況(中央、東葛飾合計)

(2) J		取	口吹	判定	大心1	相談		、 東 伏 況	104 (소)	101/		\setminus	p÷.	取				判定の	り状況			
	取扱区	扱	自	補	職	施	生	身	医	そ	合		取 扱 区	扱					補装具			合
障	分	実	立 支	装				障		の		障	分	実	自立援医		交	付		· 理	適	
障害区		人	援医					手				害区		人	要	否	要	否	要	否		
分	所内	<u>員</u> 1	<u>療</u> 1	<u>具</u> 0	業 0	設 0	活 0	帳 0	療 0	<u>他</u> 0	計 1	分	所内	<u>員</u> 0	0	0	0	0	0	0	<u>合</u> 0	計 0
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0		0	0	0	0	0	0	
視覚	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	視覚	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0
見	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	見	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	所内	377	2	741	0	0	0	0	0	68	811		所内	370	2	0	368	0	0	0	365	735
	出張	255	0	491	0	0	0	0	0	0	491		出張	255	0	0	255	0	0	0	223	478
聴覚	巡回	40	0	4	0	0	0	0	0	279	283	聴覚	巡回	152	0	0	2	0	0	0	2	4
死	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	允	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	672	2	1, 236	0	0	0	0	0	347	1, 585		計	777	2	0	625	0	0	0	590	1, 217
音	所内	20	20	0	0	0	0	0	0	0	20	音	所内	20	20	0	0	0	0	0	0	20
声・	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	声・	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0
語・	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	言語・	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そし	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	そし	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
やく	計	20	20	0	0	0	0	0	0	0	20	やく	計	20	20	0	0	0	0	0	0	20
	所内	648	9	850	0	0	0	0	0	0	859		所内	592	9	0	475	0	28	0	329	841
	出張	496	0	571	0	0	0	0	0	0	571		出張	464	0	0	325	0	18	0	247	590
肢体	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	肢体	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	61	0	87	0	0	0	0	0	0	87		訪問	57	0	0	57	0	0	0	13	70
	計	1, 205	9	1, 508	0	0	0	0	0	0	1, 517		計	1, 113	9	0	857	0	46	0	589	1, 501
	所内	2, 537	2, 537	0	0	0	0	0	0	0	2, 537		所内	2, 537	2, 536	0	0	0	0	0	0	2, 536
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内部	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	内部	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2, 537	2, 537	0	0	0	0	0	0	0	2, 537		計	2, 537	2, 536	0	0	0	0	0	0	2, 536
総	計	4, 435	2, 569	2, 744	0	0	0	0	0	347	5, 660	総	計	4, 447	2, 567	0	1, 482	0	46	0	1, 179	5, 274
4/1	所内	3, 583	2, 569	1, 591	0	0	0	0	0	68	4, 228	5//>	所内	3, 519	2, 567	0	843	0	28	0	694	4, 132
総計の	出張	751	0	1,062	0	0	0	0	0	0	1,062	総計の	出張	719	0	0	580	0	18	0	470	1,068
内訳	巡回	40	0	4	0	0	0	0	0	279	283	内訳	巡回	152	0	0	2	0	0	0	2	4
	訪問	61	0	87	0	0	0	0	0	0	87		訪問	57	0	0	57	0	0	0	13	70

(3) 相談会場別相談実施状況

		取			障害	区分						相談	内容別	l件数			
管轄	会場区分	扱 人 員	視覚	聴覚	音声・言語・	肢体	内部	合計	自立支援医療	補装具	職業	施設	生活	手帳	医療	その他	計
	所内 (来所) 相談	496	0	462	0	356	0	818	0	693	0	0	0	0	0	7	700
	成田 出張相談	138	0	90	0	97	0	187	0	187	0	0	0	0	0	0	187
	匝瑳 出張相談	47	0	51	0	31	0	82	0	82	0	0	0	0	0	0	82
	市原 出張相談	112	0	79	0	87	0	166	0	166	0	0	0	0	0	0	166
	館山 出張相談	26	0	10	0	23	0	33	0	33	0	0	0	0	0	0	33
	茂原 出張相談	58	0	43	0	37	0	80	0	80	0	0	0	0	0	0	80
中央	木更津 出張相談	128	0	103	0	88	0	191	0	185	0	0	0	0	0	0	185
	船橋 出張相談	183	0	115	0	150	0	265	0	265	0	0	0	0	0	0	265
	出張相談計	692	0	491	0	513	0	1,004	0	998	0	0	0	0	0	0	998
	巡回相談	40	0	283	0	0	0	283	0	4	0	0	0	0	0	279	283
	訪問相談	27	0	0	0	29	0	29	0	35	0	0	0	0	0	0	35
	所内(書類)相談	1, 989	1	55	11	27	1, 963	2, 057	1, 982	82	0	0	0	0	0	0	2, 064
	計 (中央)	3, 244	1	1, 291	11	925	1,963	4, 191	1, 982	1,812	0	0	0	0	0	286	4, 080
	所内 (来所) 相談	515	0	397	0	469	0	866	0	748	0	0	0	0	0	61	809
	松戸 出張相談	46	0	0	0	73	0	73	0	84	0	0	0	0	0	0	84
東葛	巡回相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飾	訪問相談	29	0	0	0	42	0	42	0	42	0	0	0	0	0	0	42
	所内(書類)相談	646	0	0	11	16	578	605	591	68	0	0	0	0	0	0	659
	計 (東葛飾)	1, 236	0	397	11	600	578	1, 586	591	942	0	0	0	0	0	61	1, 594
	所内 (来所) 相談	1,011	0	859	0	825	0	1,684	0	1, 441	0	0	0	0	0	68	1, 509
	出張相談	692	0	491	0	513	0	1,077	0	998	0	0	0	0	0	0	1,082
両所	巡回相談	40	0	283	0	0	0	283	0	4	0	0	0	0	0	279	283
計	訪問相談	56	0	0	0	71	0	71	0	77	0	0	0	0	0	0	77
	所内(書類)相談	2, 635	1	55	22	43	2, 541	2, 662	2, 573	150	0	0	0	0	0	0	2, 723
	総計	4, 434	1	1,688	22	1, 452	2, 541	5, 704	2, 573	2,670	0	0	0	0	0	347	5, 590

(4) 相談会場別補装具判定(交付)状況

管		衤	浦聴器	1	義	肢	装		具	車	電動	座位	重度	そ		適		(
轄	会場区分	高度難聴用	重度難聴用	その他	上肢	下肢	上肢	体幹	下肢	· 特子	動車椅子	保持装置	意思伝達装置	その他	小計	合判定	計	(管轄外)
	所内(来所)相談	66	60	5	4	48	3	0	90	36	24	15	0	0	351	336	687	0
	成田 出張相談	35	13	0	0	24	0	0	29	6	0	0	0	0	107	78	185	0
	匝瑳 出張相談	14	9	0	0	3	0	0	12	3	0	0	0	0	41	40	81	0
	市原 出張相談	28	12	0	0	15	0	0	32	2	0	0	0	0	89	72	161	0
	館山 出張相談	7	2	0	0	4	0	0	11	0	0	0	0	0	24	7	31	0
	茂原 出張相談	19	7	0	0	8	0	0	12	1	1	0	0	1	49	30	79	0
中央	木更津 出張相談	35	17	0	0	13	0	0	20	8	0	4	0	0	97	90	187	0
	船橋 出張相談	41	16	0	0	25	0	0	53	6	1	3	0	0	145	116	261	0
	出張相談計	179	76	0	0	92	0	0	169	26	2	7	0	1	552	433	985	0
	巡回相談	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4	0
	訪問相談	0	0	0	0	0	0	0	0	13	1	9	2	3	28	0	28	0
	所内(書類)相談	35	20	0	0	0	0	0	1	8	10	5	3	0	82	0	82	0
	計 (中央)	280	158	5	4	140	3	0	260	83	37	36	5	4	1,015	771	1, 786	0
	所内 (来所) 相談	112	56	1	4	63	0	0	100	35	24	21	0	1	417	153	570	0
	松戸 出張相談	20	7	1	1	14	0	0	29	2	0	0	0	0	74	37	111	0
東葛	巡回相談	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
飾	訪問相談	0	0	0	0	1	0	0	0	11	0	8	9	0	29	13	42	0
	所内(書類)相談	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	2	0	0	8	41	49	0
	計(東葛飾)	137	63	2	5	78	0	0	132	51	24	31	9	1	533	244	777	0
	所内(来所)相談	178	116	6	8	111	3	0	190	71	48	36	0	1	768	489	1, 257	0
	出張相談	199	83	1	1	106	0	0	198	28	2	7	0	1	626	470	1,096	0
両	巡回相談	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	9	0
所計	訪問相談	0	0	0	0	1	0	0	0	24	1	17	11	3	57	13	70	0
	所内(書類)相談	35	20	0	0	0	0	0	4	11	10	7	3	0	90	41	131	0
	総計	417	221	7	9	218	3	0	392	134	61	67	14	5	1, 548	1,015	2, 563	0

(5) 人工透析審查委員会審查状況

			審査	件 数	
		総計	新規	継続	変更
	中央	1, 389	258	312	819
平成25年度	東葛飾	411	69	128	214
	計	1,800	327	440	1033
	中央	1, 469	259	316	894
平成26年度	東葛飾	528	60	199	269
	計	1, 997	319	515	1163
	中央	1, 594	343	318	933
平成27年度	東葛飾	545	127	139	279
	計	2, 139	470	457	1212
	中央	1, 328	492	244	592
平成28年度	東葛飾	441	133	133	175
	計	1, 769	625	377	767
	中央	1, 558	695	222	641
平成29年度	東葛飾	398	169	100	129
	計	1, 956	864	322	770

(6) 心臟機能障害更生医療審査状況

							内 訳		
		総計	新規	変更	がか。 術	へ゜ース メーカー	弁置換	開 心 根治術	その他
	中央	37	37	0	7	14	7	0	9
平成25年度	東葛飾	7	7	0	1	3	1	0	2
	計	44	44	0	8	17	8	0	11
	中央	39	39	0	5	17	11	0	6
平成26年度	東葛飾	15	14	1	0	4	7	0	4
	計	54	53	1	5	21	18	0	10
	中央	32	32	0	4	12	7	0	9
平成27年度	東葛飾	4	4	0	0	0	1	0	3
	計	36	36	0	4	12	8	0	12
	中央	37	37	0	3	8	6	0	20
平成28年度	東葛飾	1	1	0	0	1	0	0	0
	計	38	38	0	3	9	6	0	20
	中央	17	17	0	2	7	3	0	5
平成29年度	東葛飾	5	5	0	0	1	0	0	4
	計	22	22	0	2	8	3	0	9

(7) 免疫機能障害更生医療審査状況

		,	審 査	件数	Ţ
		総計	新規	継続	変更
	中央	248	90	115	43
平成25年度	東葛飾	88	27	41	20
	計	336	117	156	63
	中央	288	70	184	34
平成26年度	東葛飾	118	29	70	19
	計	406	99	254	53
	中央	294	89	166	39
平成27年度	東葛飾	100	38	42	20
	計	394	127	208	59
	中央	274	81	164	29
平成28年度	東葛飾	124	52	61	11
	計	398	133	225	40
	中央	359	83	248	28
平成29年度	東葛飾	171	43	113	15
	計	530	126	361	43

(8) 肝臓機能障害更生医療審査状況

		5	審 査	件数	ά
		総計	新規	継続	変更
	中央	32	8	9	15
平成25年度	東葛飾	6	1	2	3
	計	38	9	11	18
	中央	24	8	7	9
平成26年度	東葛飾	6	2	1	3
	計	30	10	8	12
	中央	24	4	17	3
平成27年度	東葛飾	5	2	1	2
	計	29	6	18	5
	中央	20	4	9	7
平成28年度	東葛飾	8	1	2	5
	計	28	5	11	12
	中央	20	4	9	7
平成29年度	東葛飾	4	1	1	2
	計	24	6	17	3

(9) じん臓・免疫・肝臓機能障害更生医療審査省略状況

		審	査 省	略件	数
		総計	じん臓	免 疫	肝臓
	中央	1, 297	898	385	14
平成25年度	東葛飾	396	265	125	6
	計	1, 693	1, 163	510	20
	中央	1, 298	883	399	16
平成26年度	東葛飾	368	217	144	7
	計	1,666	1, 100	543	23
	中央	1, 474	1, 043	412	19
平成27年度	東葛飾	524	331	185	8
	計	1, 998	1, 374	597	27
	中央	2, 288	1, 805	455	28
平成28年度	東葛飾	655	456	188	11
	計	2, 943	2, 261	643	39
	中央	2, 601	2, 114	458	29
平成29年度	東葛飾	1, 709	950	749	10
	計	4, 310	3, 064	1, 207	39

[※]医療内容に変更を伴わない通院継続分について、更生相談所の判定を省略して 実施機関が支給決定した件数

(10) 聴能言語訓練件数

	聴覚障害	失語症	麻痺性構音障害	言語発達遅滞	機能的構音障害	口蓋裂	吃音	音声障害	脳性マヒ	その他	合計
中央	286	0	0	0	0	0	0	0	0	0	286
東葛飾	60	0	0	0	0	0	1	0	0	0	61
合計	346	0	0	0	0	0	1	0	0	0	347

<参考>

身体障害者(児)手帳所有者数(障害程度別)

Δ /\	重	度	中	度	軽	度	=
区 分	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)	司
18歳以上	74,	453	57,	872	14,	706	147, 031
10成以上	52, 017	22, 436	21, 948	35, 924	7, 173	7, 533	147, 031
18歳未満	2, 1	.56	71	2	31	.8	3, 186
1 0 成 个 個	1,719	437	446	266	112	206	3, 100
計	76,	609	58,	584	15, 0	024	150, 217
章 T	53, 736	22, 873	22, 394	36, 190	7, 285	7, 739	150, 217

(千葉市を除く) 県障害福祉課調*平成29年3月31日現在

身体障害者(児)手帳所有者数(障害種類別)

		視	聴覚平	音声	肢体不	心	じ	呼	ぼう	小	免	肝	
Σ	区 分	覚	平衡	, 恒 裾	不自由	臓	ん 臓	吸器	こう直腸	腸	疫	臓	計
1 8	3歳以上	9, 171	10, 072	2, 125	77, 132	25, 026	12, 812	1, 976	7, 342	127	1, 059	189	147, 031
1 8	3歳未満	93	481	22	1, 963	359	24	74	92	7	0	71	3, 186
	計	9, 264	10, 553	2, 147	79, 095	25, 385	12, 836	2, 050	7, 434	134	1, 059	260	150, 217

(千葉市を除く) 県障害福祉課調*平成29年3月31日現在

^{*}現障害者福祉推進課(平成29年4月改編)

1 業務内容

(1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問による相談・判定を、全て予約制で行っています。

ア所内相談

一般相談は土、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時まで行っています。 なお、療育手帳の医学的判定を必要とする相談については、次のとおり行っています。

(平成30年4月1日)

	中央障害者相談	炎センター	東葛飾障害者相談センター
	第1、第2、第3	木曜日 午後	第2、第4 木曜日 午後
相談日	第4	水曜日 午後	第4 月曜日 午後
1 作成口	第3	火曜日 午後	不定期の月曜日(月1回)
	第4	月曜日 午後	

イ 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、次のとおり出張相談所を設置して、毎月1回相談・判定を行っています。

(平成30年4月1日)

	会場名	所 在 地	施設名	相談日
	市川	市川市国府台 2 - 3 - 1	国府台病院	第3金曜日 午後
	船橋	船橋市湊町2 - 10 - 25	船橋市役所	第1金曜日 午後
	旭	旭市イの 1326	国保旭中央病院	第1木曜日 午後
	東金	東金市家徳 38	浅井病院	第2金曜日 午後
中 央	夷隅	夷隅郡大多喜町上原 786	大多喜病院	第4金曜日 午前
	DO MA	及M344的人多号与工术、100	八夕 日 /NPL	(偶数月のみ)
	木更津	木更津市岩根 2 - 3 - 1	木更津病院	不定期 午後
	館山	館山市館山 183	田村病院	第4火曜日 午後
	匝瑳	匝瑳市八日市場ホ 3292	藤田病院	第3月曜日 午後
東葛飾	柏	_	_	(休止中)

※相談日は、各施設の都合により変更になる場合があります。

ウ巡回相談

障害者の地域的事情等を考慮し、実施機関と協議して計画、実施しています。

工 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

(2) 障害者相談援助事業

知的障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及 び専門的・技術的な援助を行っています。

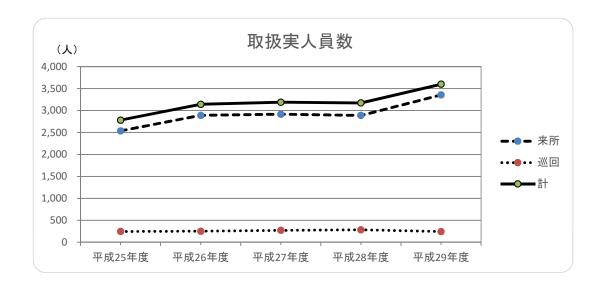
(3) 市町村職員研修会

市町村が行う援護の実施に関して、市町村に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

2 業務取扱状況

(1) 取扱実人員

	区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
中	来所	1, 695	2, 025	1, 944	1, 965	2, 263
- 央	巡回	236	243	267	277	237
犬	計	1, 931	2, 268	2, 211	2, 242	2, 500
申	来所	842	866	973	924	1, 092
東葛飾	巡回	9	9	5	7	7
即	計	851	875	978	931	1, 099
合	来所	2, 537	2, 891	2, 917	2, 889	3, 355
計	巡回	245	252	272	284	244
ĦΤ	計	2, 782	3, 143	3, 189	3, 173	3, 599



(2) 相談実施状況(延件数)

	区 分				相	談内	容			
	分	施設	職親委託	職業	医療保健	生 活	教育	療育手帳	その他	計
中	来所	65	0	86	60	491	3	2, 251	75	3, 031
+ 央	巡回	23	0	21	19	160	0	236	34	493
大	計	88	0	107	79	651	3	2, 487	109	3, 524
亩	来所	5	0	8	31	44	0	1, 305	56	1, 449
東葛飾	巡回	0	0	0	0	0	0	7	0	7
即	計	5	0	8	31	44	0	1, 312	56	1,456
合	来所	70	0	94	91	535	3	3, 556	131	4, 480
計	巡回	23	0	21	19	160	0	243	34	500
司	計	93	0	115	110	695	3	3, 799	165	4, 980

相談内容「その他」の主な内訳

	区分	特別児童 扶養手当	職親委託 再評価	障害程度 区 分	強度行動 障 害	相談援助事 業	その他	計
中	来所	24	0	0	0	0	51	75
- 央	巡回	6	0	0	0	0	28	34
	計	30	0	0	0	0	79	109
宙	来所	23	0	0	0	33	0	56
東葛飾	巡回	0	0	0	0	0	0	0
即	計	23	0	0	0	33	0	56
合	来所	47	0	0	0	33	51	131
計	巡回	6	0	0	0	0	28	34
Βl	計	53	0	0	0	33	79	165

(3) 相談会場別相談実施状況

			取 扱				相	談内	容			
	相	談区分	実人員	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	計
	中	来 所	682	65	0	86	60	491	3	670	75	1, 450
	,	書類	1, 581	0	0	0	0	0	0	1, 581	0	1, 581
所	央	小 計	2, 263	65	0	86	60	491	3	2, 251	75	3, 031
内	東	来 所	372	5	0	8	31	44	0	585	56	729
	葛	書類	720	0	0	0	0	0	0	720	0	720
相	飾	小 計	1,092	5	0	8	31	44	0	1, 305	56	1, 449
談	合	来 所	1,054	70	0	94	91	535	3	1, 255	131	2, 179
		書類	2, 301	0	0	0	0	0	0	2, 301	0	2, 301
	計	合 計	3, 355	70	0	94	91	535	3	3, 556	131	4, 480
		船橋出張相談所	30	2	0	2	2	21	0	30	0	57
		旭出張相談所	33	4	0	2	2	25	0	31	6	70
		夷隅出張相談所	12	0	0	1	4	9	0	12	2	28
出	中	東金出張相談所	23	2	0	1	1	10	0	23	4	41
		匝瑳出張相談所	31	2	0	2	0	24	0	30	4	62
張	央	館山出張相談所	24	6	0	3	4	18	0	24	3	58
相	,	市川出張相談所	26	4	0	5	2	19	0	27	6	63
談		木更津出張相談所	29	1	0	3	1	20	0	30	7	62
HX		小 計	208	21	0	19	16	146	0	207	32	441
	東葛	柏出張会場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飾	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合 計	208	21	0	19	16	146	0	207	32	441
		巡回	12	2	0	2	3	6	0	12	0	25
	-	家庭	2	0	0	0	0	1	0	2	0	3
	中	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		施設	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	央	職親宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪		その他	13	0	0	0	0	7	0	13	2	22
間		小 計	29	2	0	2	3	14	0	29	2	52
		巡回	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
相	+	家庭	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
談	東	病院	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	葛	施設	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	飾	職親宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	7	0	0	0	0	0	0	7	0	7
		合 計	36	2	0	2	3	14	0	36	2	59
	î	計	3, 599	93	0	115	110	695	3	3, 799	165	4, 980

(4) 接護の実施者別相談実施状況

(2) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
本括 教育 本紀 和談 職親 本化 小計 1 16 0 2 0 0 0 0 12 1 <
本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 11 105 0 0 0 0 11 0 1 0 0 0 0 11 0 1 0 0 0 0 15 0 0 0 0 0 0 16 0 0 0 0 0 0 16 0 0 0 0 0 0 26 11 0 0 0 0 0 27 0 0 0 0 0 0 28 1 1 0 0 0 0 0 29 0 0 0 0 0 0 0 21 0 0 0 0 0 0 0 21 0 0 0 0 0 0 0 22 0 0 0 0 0 0 0 23 0 0 0 0 0 0 0
本活 教育 本児 相談 職 組 本児 中児
本語 本語 本語 本語 本語 本語 105 0 0 0 0 0 105 0 0 0 0 0 0 105 0 0 0 0 0 0 0 105 0
本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 11 105 0 2 0 25 0 0 0 0 25 0 0 0 0 25 0 0 0 0 26 1 1 0 0 27 0 0 0 0 28 25 0 0 0 0 29 0 0 0 0 0 20 0 0 0 0 0 20 0 0 0 0 0 33 0 0 0 0 0 4 0 0 0 0 0 1 11 0 0 0 0 1 12 0 0 0 0 1 13 0 0 0 0 1 14 0 0 0 0 1 14 0 0 0 0 1 10 0 0 0 0 1 10 0 0
(4活 教育 特児 複数 中間 数 内 物
本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 105 0 257 0 251 0 252 0 253 0 254 0 255 0 26 1 27 0 27 0 28 0 29 0 21 0 22 0 22 0 22 0 22 0 22 0 22 0 23 0 11 0 12 0 13 0 14 0 14 0 14 0 14 0 14 0 14 0 14 0 14 0 14 0 15 0 11 0 11 0 11 0 11 0 11 0 11 0 11 0
(本)
(中央 1
機 数 B
海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海
1
▋ ▕▕▓▐▃▃▊▃▋▃▋▃▋▃▋▃▋▃▋▃▋▃▋▃▋ ▃▋▃
大大 大大 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 11 11 11 11 11 12 13 14 14 14 14 14 14 14 14 15 16 17 18 19 10 14 14 14 14 14 14 14 14 15 16 17 18 18 19 10 10 10 10 11 12 13 14 14 14 14 14 14 <t< td=""></t<>
中 中 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市
大様 大様 大様 大様 大様 大様 大様 大様

		111111111111111111111111111111111111111	20	17	41	25	8	35	10	11	17	18	13	∞	9	12	6	Т	524	401	163	307	142	148	127	75	54	39	0	0	456	086
		√ □																	3, 5	7	1	(,)	I	1	1						1, 4	4, 9
		小計	1	1	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	109	14	9	7	2	21	1	2	3	0	0	0	56	165
		その 他	1	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	79	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	80
	17.	障害程 度区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	の他	強行 [5]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	N	職 親 再評価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⇔		相談 援助 再	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	1	0	19	0	0	2	0	0	0	32	32
₹ K		特児	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	7	3	9	2	2	0	2	1	0	0	0	23	53
相談		教育 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		生活	4	4	7	2	2	7	2	2	3	4	3	2	0	1	2	0	651	11	2	8	3	8	4	4	1	0	0	0	44	969
		保健 5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1	0	79	9	2	7	4	2	4	4	2	0	0	0	31	110
		職業	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	107	3	2	0	1	0	2	0	0	0	0	0	8	115
		横枕 委託 	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		施設一人	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	88	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	93
		手帳上	15	12	30	22	9	27	8	6	13	11	7	2	9	8	9	1	487	366	147	285	132	116	115	64	48	39	0	0	312	662
		回	2	3	0	2	2	2	1	1	0	2	1	1	2	0	0	1	248 2,	0	1	0	1	1	1	2	1	0	0	0	7 1,	255 3,
1月1			13	6	31	20	4	22	7	8	13	6	9	4	4	8	9	0	263	312	128	249	105	66	83	54	36	26	0	0	092	355
来所・巡回別	所	書類	10	2	18	19	3	19	2	9	8	9	3	3	4	9	3	0	581 2, 2	191	. 98	781	22	89	52	35	20	11	0	0	720 1, (301 3, 3
来戶	*		3	2	13	1	1	3	2	2	5	3	3	1	0	2	3	0	682 1, 5	121	42	67 1	30	31	31	19	16	15	0	0	372 7	054 2, 3
	以 1) 画接	15	12	31	22	9	27	8	6	13	11	2	2	9	8	9	1	511 6	312	129	249	106	100	84	99	37	26	0	0	660	610 1,0
	取 极	夫人 <u>第</u>						,											2, 5	3.	1.	2,	1(1(,			1, 0	3,6
	6 ¥		町	町	里市	里町	山	化町	町	町	村	町	町	町	掣 町	町	町	外	1111111	中	中	中	中	产市	今市	中	十	町	外	外	11111111	_1_
	接護の生物	州	十二		大網白	十九	日	貴芝 光	回		#	1 T	き 柄	平	く多 喜	1 宿	引南	1 <i>r</i>	<u> </u>	Ц Х	F 田	,,,,,	П	き孫子	負ケ谷] 西	1 #	J11	計	1/	<u> </u>	111111111111111111111111111111111111111
			W	展	+	十	扒	嫌		歴	戦	T.		岷	+	便	鋸	当	닉	松	野	相	浜	東	嫌	급 (조	飾	涨	鉔	当		⟨□
			中 中 电 無																													

(5) 判定実施状況

	区			判定内容		
	分	医学判定	心理判定	職能判定	その他	計
	来所	117	2, 254	0	0	2, 371
中央	巡回	52	236	0	0	288
	計	169	2, 490	0	0	2, 659
東	来所	65	1, 083	0	0	1, 148
東葛	巡回	0	7	0	0	7
飾	計	65	1,090	0	0	1, 155
^	来所	182	3, 337	0	0	3, 519
合計	巡回	52	243	0	0	295
F 1	計	234	3, 580	0	0	3, 814

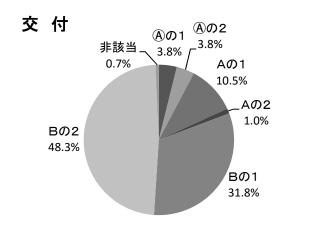
(6) 判定書等交付件数

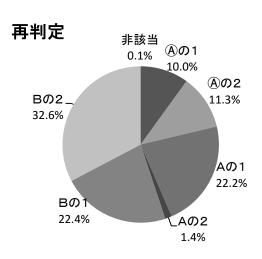
	区分		判 定	内 容	
	分	障害程度区分	療育手帳	その他	計
	来所	0	2, 251	850	3, 101
中央	巡回	0	236	6	242
	計	0	2, 487	856	3, 343
東	来所	0	1, 080	289	1, 369
東葛	巡回	0	7	0	7
飾	計	0	1, 087	289	1, 376
^	来所	0	3, 331	1, 139	4, 470
合計	巡回	0	243	6	249
,,	計	0	3, 574	1, 145	4, 719

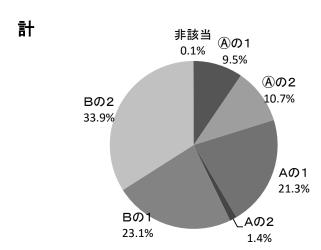
※その他は特別児童扶養手当、障害年金に伴う情報提供等

(7) 療育手帳障害程度別交付·再判定状況

		④ の1	(A)∅2	A Ø 1	Aの2	В Ø 1	B Ø 2	非該当	計
中央	交付	9	10	19	2	70	95	1	206
	再判定	249	229	506	33	509	755	2	2, 283
	計	258	239	525	35	579	850	3	2, 489
	交 付	2	1	11	1	21	43	1	80
東葛飾	再判定	80	143	226	13	227	319	1	1, 009
	計	82	144	237	14	248	362	2	1, 089
合計	交 付	11	11	30	3	91	138	2	286
	再判定	329	372	732	46	736	1, 074	3	3, 292
	計	340	383	762	49	827	1, 212	5	3, 578

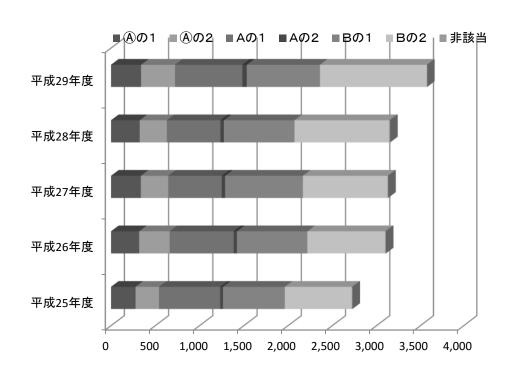






(8) 療育手帳年度別判定状況

	A の1	(A)∅2	Aの1	Aの2	В Ø 1	В Ø 2	非該当	計
平成25年度	277	265	692	31	699	757	7	2, 728
平成26年度	318	345	723	36	797	880	7	3, 106
平成27年度	337	310	604	38	879	957	7	3, 132
平成28年度	324	307	605	39	798	1, 070	11	3, 154
平成29年度	340	383	762	49	827	1, 212	5	3, 578



(9) 知的障害者職親被委託者再評価(職親訪問)実施状況

宝坛年日日	対象地域		実施人員	委託援護実施者	
关 加 平 万 口		新規	継続	計	安託饭喪夫爬有
				0	
				0	
				0	
				0	

※H29年度該当なし

(10) 知的障害者職親被委託者再評価における総合評価・意見の集計

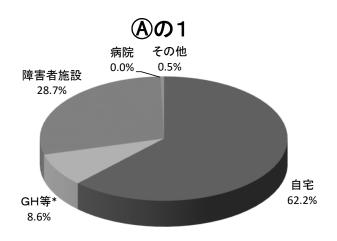
区分	総合評価・意見	委託	# <u> </u>	
		3年未満	3年以上	
1	雇用に切り換えることを検討する時期と考えられる			0
2	まだ指導を継続する必要があると考えられる			0
3	他の処遇が適当と考えられる			0
	슴 計			0

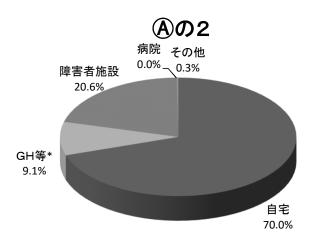
※H29年度該当なし

(11) 住まいの場

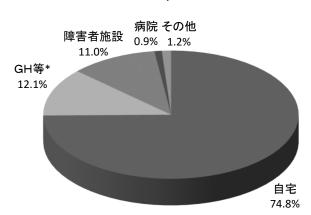
		自宅	GH等*	障害者施設	病院	その他	計
(A) Ø 1	中央	147	10	87	8	6	258
(A) (7) 1	東葛飾	54	4	20	4	0	82
小	計	130	18	60	0	1	340
(A)Ø 2	中央	161	19	58	0	1	239
(A) V) Z	東葛飾	107	16	21	0	0	144
小	計	268	35	79	0	1	383
Aの1	中央	385	59	67	6	8	525
A 07 I	東葛飾	185	33	17	1	1	237
小	計	570	92	84	7	9	762
Aの2	中央	29	2	3	0	1	35
AV) Z	東葛飾	8	3	2	1	0	14
小	計	37	5	5	1	1	49
В Ø 1	中央	487	48	20	6	18	579
D V) I	東葛飾	221	20	5	1	1	248
小	計	708	68	25	7	19	827
В Ø 2	中央	752	59	10	2	27	850
D V) Z	東葛飾	339	12	6	1	4	362
小	計	1, 091	71	16	3	31	1, 212
計	中央	1, 961	197	245	22	61	2, 486
БI	東葛飾	914	88	71	8	6	1,087
合	計	2, 875	285	316	30	67	3, 573

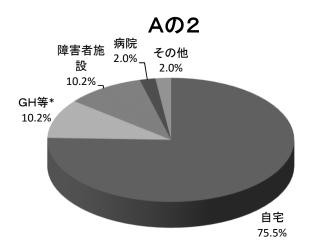
^{*}グループホーム等



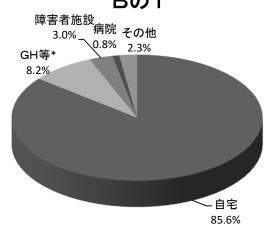


Aの1

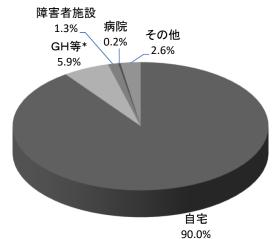




Bの1



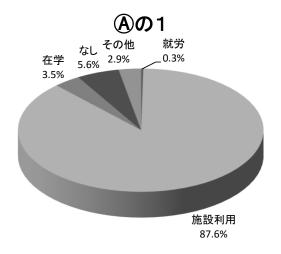
B**0**2

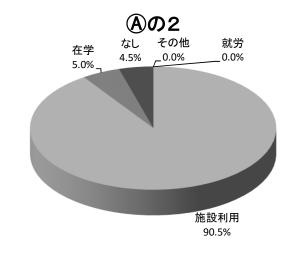


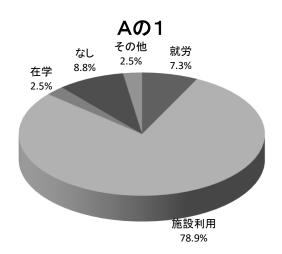
*グループホーム等

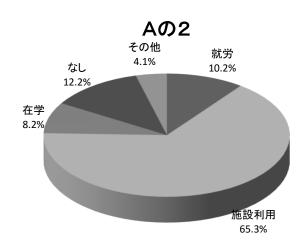
(12) 日中活動の場

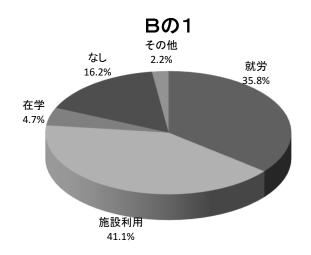
		就労	施設利用	在学	なし	その他	計
(A) Ø 1	中央	1	227	7	16	7	258
(A) V) 1	東葛飾	0	71	5	3	3	82
小	計	1	298	12	19	10	340
(A) Ø) 2	中央	0	211	11	12	5	239
(1) V) Z	東葛飾	0	131	8	5	0	144
小	計	0	342	19	17	0	383
Aの1	中央	38	415	12	44	16	525
71.00 1	東葛飾	18	186	7	23	3	237
小	計	56	601	19	67	19	762
Aの2	中央	3	24	4	4	0	35
11002	東葛飾	2	8	0	2	2	14
小	計	5	32	4	6	2	49
В Ø 1	中央	202	240	20	100	17	579
B V I	東葛飾	94	100	19	34	1	248
小	計	296	340	39	134	18	827
В Ø 2	中央	451	191	56	135	17	850
B *> 2	東葛飾	217	56	41	46	2	362
小	計 	668	247	97	181	19	1, 212
	中央	695	1, 308	110	311	62	2, 486
ĦI	東葛飾	331	552	80	113	11	1, 087
合	計	1, 026	1,860	190	424	73	3, 573

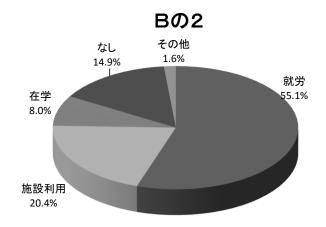












<参 考>

療育手帳所有者数(名)

区分	重度	中度	軽 度	計
18歳以上	10, 414	6, 221	7, 305	23, 940
18歳未満	2, 705	2, 140	4, 907	9, 752
計	13, 119	8, 361	12, 212	33, 692

(千葉市を除く) 県障害福祉課調* 平成29年3月31日現在

知的障害名簿登録数(件)

18歳以上	18歳未満	計
24, 081	9, 870	33, 951

(千葉市を除く) 県障害福祉課調*平成29年3月31日現在

*現障害者福祉推進課(平成29年4月改編)

IV 障害のある人もない人も共に 暮らしやすい千葉県づくり条例関係

1 障害のある人への差別や虐待に関する相談

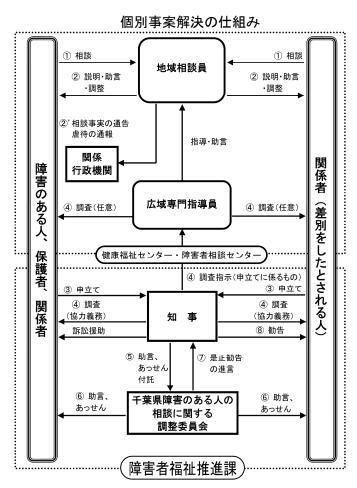
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組を進めることで、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定された全国初の条例であり、平成19年7月から施行されている。

条例に基づき、各健康福祉センター及び障害者相談センターには広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談に応じているほか、県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。

また、市町村の身体障害者相談員・知的障害者相談員や、福祉・雇用・教育など様々な分野に関して優れた識見を持つ方が、地域相談員として知事に委嘱されており地域の身近な窓口として相談に応じている。

地域相談員や広域専門指導員は、差別に関する相談を受けた場合には、公正な第三者的立場で、相談者と相手方の双方から事情や言い分などを聴き、双方の意思疎通を図り、助言をしながら解決策を一緒に検討する。

なお、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成28年4月から施行されている。



32

また、障害のある人に対する虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、市町村に障害者虐待防止センター、県障害福祉事業課(平成29年度から)に障害者権利擁護センターが設置されており、差別と虐待の問題は密接に関連していることが多いという点を考慮して、障害者相談センターでも虐待に関する相談を受け、市町村や県権利擁護センターに適切に引き継ぐ等の対応を図っている。

なお、中央障害者相談センターでは千葉圏域(千葉市)及び船橋圏域(船橋市)を、 東葛飾障害者相談センターでは、柏圏域(柏市・我孫子市)の相談を担当している。

(1) 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談や県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。また、知事に委嘱された地域相談員と連携を図って相談に応じている。

障害者差別相談状況

(単位:件)

	1		17-11	<u>п</u> / <u>Т</u> /3 4 I	T INCALL				(+)11.	117
			差別等	相談活	動件数	の内訳				
区分	差別等相談活動件数	電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談件数	その他の相談件数	条例周知活動
千葉圏域(千葉市	†)									
平成 27 年度	87	72	0	8	4	1	2	3	111	94
平成 28 年度	90	71	0	12	1	0	6	1	45	148
平成 29 年度	40	34	0	0	3	0	3	0	75	92
船橋圏域(船橋市	†)									
平成 27 年度	44	13	0	9	22	0	0	4	139	119
平成 28 年度	49	20	0	6	23	0	0	3	143	80
平成 29 年度	50	18	1	4	27	0	0	0	130	78
柏圏域(柏市・∄	柏圏域(柏市・我孫子市)									
平成 27 年度	74	56	3	4	6	5	0	2	42	36
平成 28 年度	64	24	4	6	24	3	3	3	54	31
平成 29 年度	72	39	11	1	14	2	5	3	15	33

(2) 地域相談員の委嘱

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」により地域相談員 として知事に委嘱されて、地域の身近な窓口として、これまでの経験と知識を生かし 相談や関係者への説明・助言・調整、関係行政機関の紹介等を行っている。

地域相談員委嘱状況

(単位:人)

	10世	以相談貝安州	ちれてんし		(単1)	L:八)
	身体障	知的障	その他		左の	内訳
	害者相	害者相	相談員	計	男	女
	談員	談員	作吹兵),	タ
千葉圏域 (千葉市)						
平成 27 年度	44	11	20	75	39	36
平成 28 年度	44	12	20	76	39	37
平成 29 年度	44	12	19	75	38	37
船橋圏域(船橋市)						
平成 27 年度	16	6	9	31	15	16
平成 28 年度	16	5	9	30	14	16
平成 29 年度	14	2	7	23	11	12
柏圏域(柏市・我孫	子市)					
平成 27 年度	18	8	8	34	17	17
平成 28 年度	18	8	9	35	17	18
柏市	12	6	7	25	13	12
我孫子市	6	2	2	10	4	6
平成 29 年度	18	8	10	36	18	18
柏市	12	6	7	25	13	12
我孫子市	6	2	3	11	5	6



1 人工诱析審查委員会設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく人工透析に関する自立支援医療(更生医療)(以下「更生医療」という。)の要否を審査するとともに、同法19条の66に規定する更生医療にかかわる指定自立支援医療機関に対する指導及び検査の充実を図り、更生医療の適正な給付を確保することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達するため、中央障害者相談センター(以下「相談センター」という。) に人工透析審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第3条 委員会は、委員3名をもって構成する。

(委員及び任期)

- 第4条 委員は、国公立病院の医師又はこれに準ずる病院の医師で人工透析療法に精通する者 及び千葉県医師会の理事等のうちから委嘱し、相談センターの嘱託医師とする。
 - 2 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中において委員の交代があった場合の後任の 委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置く。
 - 2 委員長は委員の互選による。
 - 3 委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は月1回以上開催することとする。ただし、緊急やむを得ない場合は各委員の 持ち回り審査で処理することとする。 <持ち回り分は、次回の委員会で報告する。>

(審査内容)

第7条 委員会は、更生医療を開始又は継続することの妥当性及び開始時期について審査する。

(審查方法)

- 第8条 委員会の審査は次の各号に掲げるものについて行う。
 - (1) 新たに人工透析を受けなければならなくなったため、更生医療の給付を申請した者。(現に健康保険法、生活保護法等により人工透析を受けている者であって、更生医療の給付を申請した者を含む。)
 - (2) 人工透析を受けている者であって、治療の内容を変更する者。
 - (3) 更生医療により透析療法を継続している者。
 - 2 審査の時期は、前項第1号及び第2号に掲げるものについてはその都度、同項第3号に 掲げるものについては年1回行うものとする。

(指導監督

第9条 委員会は知事の要請に従い、必要に応じ県内の指定自立支援医療機関に対し報告を求め、又は実地に診療録等を検査し、必要な指導を行うことができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、相談センターに置く。

(附 則)

この要綱は、昭和56年9月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、昭和59年10月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成18年8月1日から適用する。

2 障害程度審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 知事は、身体障害者福祉法(昭和24年 法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害程度の認定に適正を期するため、特に専門的知識及び技術を必要とする事項について、審査を行うための機関として中央障害者相談センター(以下「相談センター」という。)に障害程度審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成)

- 第2条 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 相談センター所長。
 - (2) 別表に掲げる障害種別を担当する医師。
 - 2 前項第2号に規定する医師は、相談センターの職員たる医師又は嘱託医師をもって充てる。

(委員長)

- 第3条 審査委員会に委員長を置く。
 - 2 委員長は委員の互選による。
 - 3 委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(審査内容)

第4条 審査委員会は、身体障害者更生相談所設置運営基準(身体障害者更生相談所の設置及び運営について:平成15年3月25日付け障発第0325001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の7(1)に基づき、相談センターに対して県本庁から医学的意見について求めのあった案件及び事項について審査する。

(委員会の開催)

- 第5条 審査委員会は、知事から依頼があった案件及び事項の状況に応じて、相談センター所 長が適宜開催する。
 - 2 審査委員会は、相談センター所長及び審査すべき案件を直接担当する医師のみをもって 開催することができる。
 - 3 審査委員会は、前項の規定により開催され決定された意見を審査委員会の意見とする。

(事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、相談センターに置く。

(附 則)

この要綱は、昭和63年2月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

(附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成10年 6月19日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成18年8月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成22年1月15日から適用する。

別 表

- 視 覚 障 害
- 聴 覚 障 害
- 平衡機能障害
- 音声・言語機能障害
- ・ そしゃく機能障害
- 肢体不自由
- ・ 心 臓 機 能 障 害
- 腎 臓 機 能 障 害

- 呼吸器機能障害
- ・ ぼうこう又は直腸機能障害
- 小 腸 機 能 障 害
- ・ ヒト免疫不全ウイルス
 - による免疫機能障害
- 肝 臓 機 能 障 害

3 補聴器適合精密判定実施要領

1 趣旨

聴覚障害者に対する身体障害者福祉法認定補聴器(以下「認定補聴器」と略す。)の場合出力等JIS規格に適合したものである。しかし、補聴器の音質についてはJISの規程にないため、メーカーにより違いが存在する。この特性の違いは、特に感音性難聴の場合無視できず、認定補聴器であっても、メーカーにより聞き取り易さに違いが出てくる。

そこで、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター(以下「相談センター」と略す。)では、聴覚障害者で中途失聴等により初めて補聴器を使用しようとする者や、現在使用中の補聴器がうまく適合していない者に対しより有効な補聴器を選択し、日常生活の向上を図ることを目的として、補聴器適合精密判定(以下「精密判定」と略す。)を実施する。

2 実施対象者

以下の各号に該当する者

- (1) 身体障害者手帳所有者。
- (2) 精密判定のため相談センターまで来所可能な者。
- (3) 相談センターで必要と認め本人の同意が得られた者。

3 精密判定概要

- (1) 第1段階
 - 1 基礎検査 ア 標準純音聴力検査(気導・骨導)
 - イ リクルートメント(補充現象)検査(SISI検査)
 - ウ 語音聴力検査(域値・弁別)
 - 2 補聴器装用検査 ア 語音聴力検査
 - イ 騒音下会話聴取検査
 - 3 2 器種選択 1,2の結果により2 器種選択

日常生活での使用結果について、チェックリストに記入を依頼する。

- (2) 第2段階
 - 1 標準純音聴力検査
 - 2 補聴器装用検査
 - 3 チェックリストの検討
 - 4 機種決定(本人選択による。)
- (3) 第3段階 (第2段階から1ヶ月後)
 - 1 標準純音聴力検査
 - 2 補聴器使用状況についてチェック
 - 3 1,2の結果異常がなければ終了
 - ※ 補聴器再使用の場合、1を省略し、電話にて実施することもある。
- (4) アンケート (第3段階から6ヶ月後) 補聴器の使用状況をチェック
- 4 精密判定の申込み

市福祉事務所又は町村身体障害者福祉担当課からの精密判定依頼により受け付ける。様式は、従来からの判定依頼書による。

- 5 精密判定実施対象者の決定 補聴器の適合状況を考慮し、1ヶ月10名の範囲内で相談センターが決定する。
- 6 実施日 障害者の都合も考慮し、相談センターが指定する。
- 7 精密判定開始日昭和55年7月1日より開始する。

4 障害者相談援助事業実施要領

1 目 的

この事業は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター(以下「センター」という。)が、身体障害者及び知的障害者等の更生援護に関し、市町村、施設及びその他の関係機関等(以下「援護の関係者」という。)からの求めに応じ、日常業務について専門的な相談及び専門的・技術的な援助等(以下「相談及び援助」という。)を実施することにより、援護水準の一層の向上に資することを目的とする。

2 事業の実施

この事業は、次の各号の一に該当する場合に実施する。

- (1) 市町村及びその他の相談機関から援護の実施に関し、相談及び援助を求められた場合。
- (2) 施設から利用者の支援等について相談及び援助を求められた場合。
- (3) その他、事業目的達成のため援護の関係者に対し相談及び援助が必要な場合。

3 担 当

この事業は、センターの専門スタッフの医師、看護師、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、心理判定員、理学療法士及び言語聴覚士が担当する。また、必要により、センターは外部の専門スタッフを依頼する。

4 事業内容

- (1) 援護(更生)計画の策定が困難な者に対する相談及び援助。
- (2) 心理的要因により、対応することが困難な者に対する相談及び援助。
- (3) 重複障害のため、様々な評価検討により本人像を的確に把握する必要がある者に対する相談及び援助。
- (4) 各分野の専門スタッフによる長期にわたる評価検討の必要のある者に対する相談及び援助。
- (5) 他法の援護サービスとの調整を巡る相談及び援助。
- (6) 相談及び援助の事例検討を通じ援護水準の向上を目的とした研修の実施。
- (7) その他、支援に困難をきたしている者に対する相談及び援助。

5 依 頼

援護の関係者は、本事業をセンターに依頼する場合「障害者相談援助事業依頼書」(様式相1)を管轄するセンターへ提出する。

6 実施方法

この事業は、訪問及び来所により実施する。センターの福祉司は、他の専門スタッフ及び 援護の関係者等と連絡調整の上、援助内容の検討及び日程調整を行う。

7 依頼の取り下げ

依頼を取り下げる場合は、「取下げ書」(様式相2)により取り下げるものとする。

8 その他

この要領は、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について(平成15年3月25日障発第0325001号)」、及び「知的障害者更生相談所の設置及び運営について(平成15年3月25日障発第0325002号)」第2-1に基づくものである。

附則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

附具

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附貝

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

※ 様式は省略。

5 障害者福祉研修会実施要領

(目 的)

第1条 障害者の援護に係る機関が、障害者とその環境を理解し、障害者処遇の質的向上を図ることを目的とする。

(主 催)

第2条 主催は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター(以下「相談セン ター」という。)とする。

(参加者)

第3条 参加者は、市及び町村の障害福祉担当職員とする。

(開催回数)

第4条 年2回を原則とする。(身体障害者の部、知的障害者の部各1回)

(幹事会)

- 第5条 第1条の目的を達成するため、相談センターに幹事会を設置する。
 - 2 幹事会は別表により選出された機関をもって構成し、幹事の任期は1年とする。
 - 3 相談センターは、常任幹事として幹事会の構成員とする。
 - 4 幹事会はその必要に応じ、相談センターが招集する。
 - 5 幹事会は、第6条の研修内容等について、意見を述べるものとする。

(研修内容)

- 第6条 研修会は、事例報告、文献研究、情報交換及び講演をもって行う。
 - 2 研修会の議題は、社会福祉を取巻く社会情勢を考慮し、併せて幹事会の意見を参考として、相談センターが定める。

附則

この要領は、昭和61年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

別表 障害者福祉研修会 幹事機関表 (輪番制)

ブロック (機関数)	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
A (5)	八千代市	浦安市	市川市	船橋市	習志野市
B (6)	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ケ谷市
C (3)	栄町	印西市	白井市	栄町	印西市
D (6)	佐倉市	四街道市	八街市	富里市	酒々井町
E (4)	香取市	神崎町	多古町	東庄町	香取市
F (3)	銚子市	旭市	匝瑳市	銚子市	旭市
G (6)	大網白里市	九十九里町	芝山町	横芝光町	東金市
H (7)	白子町	長柄町	長南町	茂原市	一宮町
I (4)	大多喜町	御宿町	勝浦市	いすみ市	大多喜町
J (4)	鴨川市	南房総市	鋸南町	館山市	鴨川市
K (5)	袖ケ浦市	木更津市	市原市	君津市	富津市

ブロック (機関数)	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度 2023年度	平成36年度 2024年度	平成37年度 2025年度
A (5)	八千代市	浦安市	市川市	船橋市	習志野市
B (6)	松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市
C (3)	白井市	栄町	印西市	白井市	栄町
D (6)	成田市	佐倉市	四街道市	八街市	富里市
E (4)	神崎町	多古町	東庄町	香取市	神崎町
F (3)	匝瑳市	銚子市	旭市	匝瑳市	銚子市
G (6)	山武市	大網白里市	九十九里町	芝山町	横芝光町
H (7)	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町
I (4)	御宿町	勝浦市	いすみ市	大多喜町	御宿町
J (4)	南房総市	鋸南町	館山市	鴨川市	南房総市
K (5)	袖ケ浦市	木更津市	市原市	君津市	富津市

障害者福祉研修会 年間予定

区分	主催	名称	開催時期
知的障害関係	中央・東葛飾 (各所開催)	市町村職員事務説明会	5月 (計2回)
身体障害関係	中央・東葛飾 (各所開催)	市町村職員事務説明会	5月、9月 (計3回)
知的障害関係	東葛飾	障害者福祉研修会	12月
身体障害関係 知的障害関係	中央・東葛飾 (共催)	障害者福祉研修会	2月